# 垂直的協定および協調的行為の類型に対する 欧州連合の運営に関する条約第 101 条 3 項 の適用可能性に関する 2010 年 4 月 20 日付欧州委員会規則 (EU) 330/2010 (仮訳)

# 欧州ロシア CIS 課

欧州委員会は 2010 年 4 月、同年 5 月 31 日に EU の垂直的制限に関する一括適用免除規則が失効するため、新たな一括適用免除規則を発表した。同規則は、メーカーと販売店との契約など垂直的取引関係に適用される競争法に関するもの。競争を制限する行為であっても、規則に定められた要件を満たす場合には、一般的に競争法の適用から免除される。新規則では、買い手にも市場シェア 30%の基準を適用することなどを新たに規定している。欧州での流通に適用される同規則は欧州でビジネスを行う日系企業に幅広く関係するため、ジェトロで仮訳した。一括適用免除規則の具体的適用場面、同規則が適用されない場合の個別案件の評価方法などについて定めた「垂直的制限に関するガイドライン」とあわせて、欧州戦略等を検討する際の参考としていただければ幸いである。

#### 【本レポートの取り扱いについて】

本レポートは垂直的協定および協調的行為の類型に対する欧州連合の運営に関する条約第101条3項 の適用可能性に関する2010年4月20日付欧州委員会規則330/2010を仮訳したものです。本文はあくまで 仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じた、いかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を 期すためには原文をご参照ください。規則本文は以下からダウンロードすることができます。

英語版: <a href="http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:102:0001:0007:EN:PDF">http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:102:0001:0007:EN:PDF</a> その他EU公用語:

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32010R0330:EN:NOT

© JETRO 2010

本報告書の無断転載を禁ずる

# 欧州委員会は、

「欧州連合の運営に関する条約」を考慮し、

「一定の種類の協定・協調的行為への条約第85条3項の適用に関する1965年3月2日付理事会 規則19/65/EEC<sup>1</sup>」、なかんずく同規則第1条を考慮し、

本規則の草案を公表し、

競争制限的行為および支配的地位に関する諮問委員会に意見を求めた後、

本規則を採択した。

- (1) 規則19/65/EECは、欧州委員会に、「欧州連合の運営に関する条約(「EU運営条約」) 第101条1項\*」に該当する一定の種類の垂直的協定およびそれに付随する協調的行為に 対して、EU運営条約第101条3項を規則により適用する権限を付与している。
- (2) 「垂直的協定・協調的行為へのEC条約第81条3項の適用に関する1999年12月22日付欧州委員会規則(EC) 2790/1999<sup>2</sup>」は、EU運営条約第101条3項に規定された条件を通常満たすものと欧州委員会が認めた垂直的協定の種類を定めている。2010年5月31日に失効する同規則の適用状況が概ね良好であったことに鑑みて、また、同規則の採択以降に得た新たな経験を勘案し、新たな一括適用免除規則を採択すべきである。
- (3) EU運営条約第101条3項に規定された条件を通常満たすものと認められ得る協定の種類としては、非競合業者間、一定の競合業者間、または一定の小売業者団体が締結した商品またはサービスの購入、販売に関する垂直的協定が含まれる。また、知的財産権の譲渡または使用に関する付属条項のある垂直的協定も含まれる。なお、「垂直的協定」には、相応する協調的行為も含まれる。
- (4) EU運営条約第101条3項を規則により適用する場合、EU運営条約第101条1項に該当し得る垂直的協定を確定する必要はない。EU運営条約第101条1項に基づく協定の個別評価においては、複数の要素を考慮する必要があり、特に供給および購入サイドの市場構造を勘案しなければならない。
- (5) 本規則で定める一括適用免除の利益は、EU運営条約第101条3項の条件を満たすことが 十分に確実であるとみなされる垂直的協定に限定される。
- (6) 一定の種類の垂直的協定は、参加事業者間の連携を促進することにより、生産・流通 の流れにおける経済効率を改善しうる。特に、当事者間の取引・流通コストを低減し、

ユーロトレンド 2010.10

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> OJ 36, 6.3.1965, p. 533.

<sup>\* 2009</sup> 年 12 月 1 日より、「EC 条約第 81 条」は、「欧州連合の運営に関する条約第 101 条」に改められた。 この 2 つの条文は、実質的に同一である。本規則においては、「欧州連合の運営に関する条約 101 条」を適宜、「EC 条約第 81 条」と読み替えるものとする。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> OJ L 336, 29.12.1999, p. 21.

売上および投資水準を最適化することにつながる。

- (7) この効率改善効果が垂直的協定に含まれる制限に起因する反競争効果を上回る可能性は、垂直的協定の参加当事者が有する市場支配力によって決定する。すなわち、顧客が製品の特徴、価格および使用目的から判断して交換可能または代替可能とみなす商品またはサービスを供給する業者との競争に、協定参加当事者がどの程度直面するかによって決定する。
- (8) 関連する市場における各協定参加当事者の市場シェアが30%を超えない場合、一定の 類型の強い競争制限を含まない垂直的協定は、一般的に生産・流通の改善につながり、 その結果として生ずる利益を消費者に公平に分配するものと推定することができる。
- (9) 市場シェアが30%の上限を超える場合は、EU運営条約第101条1項に該当する垂直的協定が、競争上もたらすデメリットを補う性質・規模を有する客観的メリットを通常生み出すと推定することはできない。他方で、これらの垂直的協定が、EU運営条約第101条1項に該当する、またはEU運営条約第101条3項の条件を満たしていないということも推定されない。
- (10)本規則は、競争を制限し、消費者に損害を与える恐れの大きい制限を含む垂直的協定、または効率改善効果の達成に必要不可欠でない制限を含む垂直的協定に対する適用を免除するものではない。特に、最低再販売価格・固定再販売価格等の一定の強い競争制限ならびに一定のテリトリー保護を含む垂直的協定は、参加事業者の市場シェアに関わりなく、本規則で定める一括適用免除の対象から除外する。
- (11)関連市場へのアクセスを確保し、または関連市場に関する共謀を防止するため、一括 適用免除には一定の条件を付すものとする。この目的のために、競業避止義務に関す る適用免除は、所定の期間を超えない義務に限られるものとする。同様の理由から、 選択的流通制の参加業者に対し特定の競合業者のブランドを販売しないよう強制する 直接もしくは間接的な義務は、本規則の適用から得る利益から除外する。
- (12)市場シェアによる制限、一定の垂直的協定に対する免除の不適用、および本規則で定める条件によって、一括適用免除が適用される協定では、参加事業者が当該製品の相当な部分に関して競争を排除できないということが、通常確保される。
- (13)条約第81条および82条に定める競争に関する規則の実施についての2002年12月16日付理事会規則(EC)1/2003<sup>3</sup>第29条1項に従って、特定の案件において、本規則で定めた適用免除の対象となる協定が、それにもかかわらずEU運営条約第101条3項と両立しない効果をもたらすと欧州委員会が判断した場合、欧州委員会は、本規則の適用免除の利益を撤回することができる。
- (14)加盟国の競争当局は、理事会規則(EC)1/2003第29条2項に従って、特定の案件におい

-

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> OJ L 1, 4.1.2003, p. 1.

- て、本規則で定めた適用免除の適用される契約が、加盟国の領域またはその一部においてEU運営条約第101条3項と両立しない効果をもたらし、当該領域が区別された地理的市場としてのあらゆる特徴を有する場合、当該加盟国の領域またはその一部について、本規則の適用免除の利益を撤回することができる。
- (15)理事会規則(EC) 1/2003第29条に従い本規則の適用免除の利益の撤回の是非を判断する場合、垂直的協定の並列的なネットワークが関連市場へのアクセスもしくはその市場での競争の大幅に制限する同種の効果を持っている場合、その存在によって生じ得る反競争効果が、極めて重要となる。このような累積的効果は、選択的流通または競業避止義務等において生じる。
- (16)同種の反競争効果を有し、所定の市場の50%を超える垂直的協定の並列的なネットワークに対する監視を強化するために、欧州委員会は規則により、当該市場に関する特定の制限を含む垂直的協定については、本規則を適用しないと宣言することができ、これによって当該協定に対するEU運営条約第101条の完全な適用を回復することができる。

# 第1条

#### 定義

- 1. 本規則においては、以下の定義を適用する。
- (a) 「垂直的協定(vertical agreement)」とは、当該協定または協調的行為において、生産あるいは流通の流れの異なる段階で事業を行う2つもしくはそれ以上の事業者間で締結する協定または協調的行為であって、当事者による一定の商品またはサービスの購入、販売もしくは再販売の条件に関係するものを意味する。
- (b) 「垂直的制限(vertical restraint)」とは、EU運営条約第101条1項に該当する垂直的協 定に含まれる競争制限を意味する。
- (c) 「競争関係にある事業者(competing undertaking)」とは、現実の、または潜在的な競争事業者を意味する。「現実の競争事業者(actual competitor)」とは、同一の関連市場で事業を行う事業者を意味する。「潜在的な競争事業者(potential competitor)」とは、垂直的協定が存在しなければ、相対的価格が小幅ながら永続的に上昇した場合に、単に理論的可能性ではなく現実的な根拠をもって、短期間のうちに関連市場に参入するために必要な追加投資またはその他の必要な乗り換え費用を引き受けたであろう事業者を意味する。
- (d) 「競業避止義務 (non-compete obligation)」とは、購入者に対し、契約対象の商品もしくはサービスと競合する商品もしくはサービスの製造、購入、販売または再販売をしないようにさせる直接あるいは間接の義務、または価格ベースで計算して、または購入量ベースが標準的な業界慣行である場合はそれを基準に計算して、購入者が前暦年に関連市場

で購入した契約商品またはサービスおよびその代替品の合計の80%超を供給者または供給者の指定する別の事業者から購入させる直接あるいは間接の義務を意味する。

- (e) 「選択的流通制 (selective distribution system)」とは、供給者が特定の基準に基づき選択した販売業者 (distributors) のみに直接あるいは間接に契約商品またはサービスを販売する流通制度であって、同制度を実施するために供給者が留保したテリトリー内では、それらの販売業者が同制度の下で認可されていない販売業者に契約商品またはサービスを販売しない義務を負うという流通制度を意味する。
- (f) 「知的財産権(intellectual property rights)」とは、工業所有権、ノウハウ、著作権および隣接権を含む。
- (g) 「ノウハウ (know-how)」とは、供給者の経験および検査から得た、特許で保護されていない実用的情報のパッケージであって、秘密性、実質性および識別可能性を有するものを意味する。ここで「秘密」とは、上記ノウハウが一般的に知られていない、または容易にアクセスできないことを意味する。「実質」とは、購入者が契約商品またはサービスを使用、販売または再販売するうえで当該ノウハウが重要かつ有益であることを意味する。「識別可能」とは、当該ノウハウが秘密性と実質性の要件を満たしていることを検証可能な程度に十分に理解しうる方法で説明されていることを意味する。
- (h) 「購入者(buyer)」には、EU運営条約第101条1項に該当する協定に基づき、別の事業者の代わりに商品またはサービスを販売する事業者が含まれる。
- (i) 「購入者の顧客(customer of the buyer)」とは、協定の当事者である購入者から契約商品またはサービスを購入する、当該協定の当事者でない事業者を意味する。
- 2. 本規則において、「事業者 (undertaking)」、「供給者 (supplier)」および「購入者」には、それぞれの関連事業者が含まれる。

「関連事業者(Connected undertakings)」とは、

- (a) 協定の当事者が直接または間接に以下を有している事業者
- (i) 議決権の過半数を行使する権利
- (ii) 監督委員会(supervisory board)、取締役会(board of management)または事業者を 法的に代表する機関の過半数のメンバーを指名する権利
- (iii) 事業者の業務を経営する権利
- (b) 協定の当事者に対し、直接または間接に上記(a)の権利または権限を有する事業者
- (c) 上記(b) に挙げた事業者が直接または間接に上記(a) の権利または権限を有する事業者
- (d) 協定の当事者と上記 (a)、(b) もしくは (c) に挙げた一または複数の事業者が共同して、または上記 (a)、(b) もしくは (c) に挙げた二以上の事業者が共同して、上記 (a)

- の権利または権限を有する事業者
- (e) 以下の事業者が共同して上記(a)の権利を有する事業者
- (i) 協定の複数の当事者、またはその当事者の上記(a)から(d)に挙げた関連事業者
- (ii) 協定の一もしくは複数の当事者または上記(a)から(d)に挙げたその関連事業者、ならびに一もしくは複数の第三者

#### 第2条

# 適用免除

- 1. EU運営条約第101条3項に従い、かつ本規則の規定を条件に、EU運営条約第101条1項は、 垂直的協定に適用されないことを宣言する。
- この適用免除は、上記協定が垂直的制限を含む場合に限り適用される。
- 2. 本条1項に規定する適用免除は、事業者団体とそのメンバー間、または事業者団体とその 供給者間で締結された垂直的協定に関しては、事業者団体のすべてのメンバーが商品の小 売業者であり、かつ事業者団体の各メンバーの年間総売上が関連事業者もあわせて合算し て5,000万ユーロ以下である場合に限り、適用されるものとする。このような団体が締結し た垂直的協定は本規則の対象となり、その団体のメンバー間で締結した水平的協定または その団体が採択した決定に対するEU運営条約第101条の適用には影響しない。
- 3. 本条1項に規定する適用免除は、購入者に対する知的財産権の譲渡、または購入者による知的財産権の使用に関する条項を含む垂直的協定に適用される。ただし、当該条項が協定の主たる目的でなく、購入者またはその顧客による商品またはサービスの使用、販売または再販売に直接関係するものであることを条件とする。この適用免除は、契約商品またはサービスに関連して、当該条項が本規則のもとでは適用免除されない垂直的制限と同じ目的を有する競争制限を含まないことを条件に、適用される。
- 4. 本条1項に規定する適用免除は、競争関係にある事業者間で締結された垂直的協定には適用されない。ただし、競争関係にある事業者が非互恵的な垂直的協定を締結し、以下の条件を満たす場合には、適用されるものとする。
- (a) 供給者が、商品の製造業者でありかつ販売業者で、購入者が、販売業者であって製造 レベルでは競争関係にある事業者ではない場合。または、
- (b) 供給者が、複数の取引段階におけるサービスの供給者であり、購入者が、小売段階において商品またはサービスを提供し、契約サービスを購入する取引段階においては競争関係にある事業者ではない場合。
- 5.本規則は、その主題が他の一括適用免除規則の対象となる垂直的協定については、他の規 則で別の定めがある場合を除き、適用されないものとする。

#### 第3条

# 市場シェアの上限

1.第2条で規定した適用免除は、供給者が契約商品またはサービスを販売する関連市場における当該供給者のシェアが30%を超えないこと、ならびに購入者が契約商品またはサービスを購入する市場における当該購入者のシェアが30%を超えないことを条件として適用される。

2. 本条 1 項について、多数の当事者間の協定において、ある事業者が契約商品またはサービスを一方の協定当事者から購入し、他方の協定当事者に販売する場合、第 2 条で規定した適用免除を受けるためには、最初の事業者の市場シェアは、購入者および供給者両方に当たる者として本条 1 項に定めた市場シェアの要件を満たすものでなければならない。

#### 第4条

#### 一括適用免除の利益を受けられない制限 —ハードコア競争制限

第2条で規定した適用免除は、単独で、または協定当事者の支配下にある他の要素との組み合わせにより、直接または間接に以下を目的とする垂直的協定には適用されない。

- (a) 購入者の販売価格の決定力への制限。ただし、いずれかの当事者からのプレッシャー、 もしくはインセンティブの供与の結果として、固定販売価格もしくは最低販売価格に至ら ない場合には、供給者は最高販売価格を設定、あるいは一定の販売価格を推奨することが できる。
- (b) 購入者の拠点設立場所に関する制限を除き、購入者である協定当事者が契約商品またはサービスを販売することのできるテリトリーまたは顧客の制限。ただし、下記を除く。
- (i) 供給者に留保された、あるいは供給者が別の購入者に割り当てた、独占的テリトリーまたは独占的顧客グループに対する能動的な販売 (active sales) の制限であって、その制限が購入者の顧客による販売を制限するものではない場合
- (ii) 取引の卸売段階に従事する購入者がエンドユーザーに販売することの制限。
- (iii) 選択的流通制を運用するために供給者によって留保されたテリトリー内で、選択的流 通制のメンバーが同制度の下で認可されていない販売業者に販売することの制限。
- (iv) 購入者が、組み立て目的で供給された部品を、供給者の生産する商品と同じ型の商品 を製造するためにこれを使用するであろう顧客に販売することの制限。
- (c) 取引の小売段階に従事する選択的流通制のメンバーによるエンドユーザーへの、能動的または受動的な販売の制限。ただし、選択的流通制のメンバーが供給者から認可されていない設立場所を拠点に営業することを禁止することはできる。
- (d) 異なる取引段階に従事する販売業者間を含め、選択的流通制に参加する販売業者間の

相互供給の制限。

(e) 部品の供給者と部品を組み立てる購入者との合意により、エンドユーザー、もしくは 購入者が商品の修理またはサービスを委託していない修理業者またはその他のサービス業 者に、供給者が部品をスペア部品として販売することを制限すること。

# 第5条

# 除外される制限

- 1.第2条で規定した適用免除は、垂直的協定に含まれる以下の義務には適用されない。
- (a) 直接または間接の競業避止義務で、期間の定めがないもの、または期間が5年を超える もの。
- (b) 購入者に、契約の終了後、商品またはサービスの製造、購入、販売または再販売を 行わせない直接または間接の義務。
- (c) 選択的流通制のメンバーに、競争関係にある特定の供給者のブランド製品の販売を行わせない直接または間接の義務。
- 上記(a)において、5年の期間を過ぎると黙示に更新されうる競業避止義務は、期間の定めなく締結されたものとみなす。
- 2. 本条第1項(a)の例外として、供給者が所有する、あるいは供給者が購入者と関係のない第三者から賃借する建物および土地において、購入者が契約商品またはサービスを販売する場合、5年の期間制限は適用されないものとする。ただし、競業避止義務の期間が購入者による建物および土地の占有期間を超えないことを条件とする。
- 3. 本条第1項(b)の例外として、以下の条件が満たされる場合は、購入者に契約の終了後商品またはサービスの製造、購入、販売または再販売を行わせない直接または間接の義務に対して、第2条で規定した適用免除が適用される。
- (a) 契約商品またはサービスと競合する商品またはサービスに関する義務であること。
- (b) 契約期間中に購入者が営業する建物および土地に限定した義務であること。
- (c) 供給者から購入者に移転したノウハウを保護するために必要不可欠な義務であること。
- (d) 義務期間が協定終了後1年間に限定されていること。

本条1項(b)は、まだ公知となっていないノウハウの使用および開示に関して無期限の制限を課す可能性を損なうものではない。

#### 第6条

# 本規則の不適用

規則19/65/EEC第1a条に従い、類似する垂直的制限の並列的ネットワークで関連市場の50% 超を占める場合、欧州委員会は、規則により、本規則が当該市場に関する特定の制限を含む垂直的協定に適用されないことを宣言することができる。

#### 第7条

# 市場シェアの上限の適用

第3条に定めた市場シェアの上限の適用にあたり、以下のルールを適用する。

- (a) 供給者の市場シェアは、市場の販売額のデータを基に計算するものとし、購入者の市場シェアは、市場の購入額のデータを基に計算するものとする。市場の販売額または購入額のデータが入手不可能な場合は、市場の販売量および購入量を含む、その他の信頼しうる市場情報に基づく推定を使用して当該事業者の市場シェアを確定することができる。
- (b) 市場シェアは、前歴年に関するデータに基づき計算するものとする。
- (c) 供給者の市場シェアには、販売目的で垂直統合された販売業者に供給した商品または サービスを含めるものとする。
- (d) 市場シェアは当初30%以下であったが、後にこの水準を超え、ただし35%を超えない場合、市場シェアの上限30%を初めて超えた年の次の2年間(暦年)については、第2条に定めた適用免除が継続して適用されるものとする。
- (e) 市場シェアは当初30%以下であったが、後に35%を超えて上昇した場合、市場シェアの上限35%を初めて超えた年の次の1年間(暦年)については、第2条に定めた適用免除が継続して適用されるものとする。
- (f) 上記(d) および(e) の措置を組み合わせ、2年間(暦年)の期間を超えることは認められない。
- (g) 第1条2項第2段(e) に挙げた事業者の市場シェアは、第1条2項第2段(a) に挙げた権利を有する各事業者に均等に配分するものとする。

#### 第8条

#### 売上の上限の適用

1.第2条2項の意味における年間総売上の計算については、すべての商品またはサービスについて垂直的協定の関係当事者が前会計年度に達成した売上とその当事者の関連事業者の売上を、すべての税金およびその他の課徴金を除き、合算するものとする。ただし、垂直的協定の当事者と関連事業者との間の取引、または関連事業者間の取引は、考慮しないものとする。

2. 連続した2会計年度の期間の年間総売上の上限の超過幅が10%以内の場合、第2条に定めた適用免除が継続して適用されるものとする。

#### 第9条

# 移行期間

2010年5月31日現在すでに有効な協定で、本規則の定める適用免除の条件を満たさないが、2010年5月31日現在で規則(EC) 2790/1999の定める適用免除の条件を満たすものについては、2010年6月1日から2011年5月31日の期間に限り、EU運営条約第101条1項の規定する禁止事項の適用を受けないものとする。

# 第10条

有効期間

本規則は、2010年6月1日に発効する。

本規則は、2022年5月31日に失効する。

本規則は、すべての加盟国において、全体として拘束力を有し直接適用される。

2010年4月20日 ブリュッセルにて採択。